

研修カレンダー(令和元年度 開催予定の研修一覧)

※募集を開始していない研修については、日程、受講料、開催地等の変更・研修の不実施の可能性がります。

2019/5/16

NO	四法	研修名	開催日 (開催回)	研修 期間	研修 場所	募集 定員	募集 時期	対象	研修のねらい	研修の概要	研修 方式	研修の レベル	講師	受講料	申込 方法	備考
1	特許	調査業務実施者 育成研修	4/4~6/3(第1回)	2カ月	東京	約120名	3/1~ 3/14	調査業務実施者及びその予 定者	特許庁から先行技術文献 調査の下調査業務を請け 負う登録調査機関におけ る調査業務実施者の育成	①特許法・審査基準 ②分類の概論と検索の考え方 ③検索実務	座学+実 習+討論 +試験	-	特許庁 審査官 弁理士等	219,000 他	郵送又は 持参	法定研修 (特例法37 条)
			7/4~9/3(第2回)(予定)			約120名	5月中旬 (予定)									
			10月~11月 (第3回)(予定)			約120名	8月中旬 (予定)									
			1月~3月初旬 (第4回)(予定)			約120名	11月中旬 (予定)									
2	特許	未定	12月予定	2日間 (予定)	東京	未定	11月頃を 予定	登録調査機関に所属する調 査業務実施者であって、登録 調査機関から推薦を受けた 者	先行技術調査における検 索能力、判断能力の一層 の向上、及び、所属する登 録調査機関の対話品質の 向上	未定	座学+実 習+討論	-	特許庁 審査官 弁理士等	未定	郵送又は 持参	
3	特許	検索エキスパート研修 [特許]	6/25~6/28(第1回)	全4日間 演習科目 のみ 3日間	東京	1回あたり 約30名 (機械、化 学、情報通 信)	4/25~ 5/22	先行技術調査業務従事者 (企業の知財部員、調査会社 の従業員)	特許庁審査官が有する高 度な検索ノウハウの提供	①特許調査の考え方と実務 ②特許庁審査官用検索端末 (一部利用制限あり)を使用し た調査演習、等	座学+ 演習+ 討論	サーチ経験 5年以上 (上級)	特許庁 審査官 OB	38,000 (全科目) 21,600 (演習科 目のみ)	当館HP	
			12月予定(第2回)			未定										
			未定(第3回)			未定										
4	特許	知的財産活用研修 [検索コース] ※本年度、名古屋開催は ございません。	6/12~6/14	3日間	東京	約20名	4/11~ 5/10	企業等知財担当者、中小・ベ ンチャー企業の知財担当者、 大学・企業又は研究機関等 の研究者	特許庁審査官が有する検 索ノウハウの提供	①特許審査基準 ②特許調査の考え方と実務 ③特許調査演習(J-PlatPat)	座学+ 演習+ 討論	サーチ経験 1~5年 (中級)	特許庁 審査官 OB	31,800 (免除有)	当館HP	
5	特許	特許調査実践研修	8/21~8/23(予定)	3日間	大阪	約30名	6月中旬 予定	企業等知財担当者、特許事 務所等のリーガルアシスタ ント	特許庁審査官が有する検 索ノウハウの提供	①特許審査基準 ②特許調査の考え方と実務 ③特許調査演習(J-PlatPat)	座学+ 演習+ 討論	知財実務 経験1~5 年程度 (中級)	特許庁 審査官 OB	36,000	当館HP	大阪工業 大学との共 催
6	意匠	検索エキスパート研修 [意匠]	未定	3日間	東京	約20名	未定	先行意匠調査、意匠権調査 の業務従事者	特許庁審査官が有する検 索ノウハウの提供	①意匠審査基準 ②意匠調査の考え方と実務 ③意匠調査演習(J-PlatPat)	座学+ 演習+ 討論	サーチ経験 1~5年 (中級)	特許庁 審査官 OB	29,800	当館HP	
7	全般	知的財産権研修[初級]	7/8~7/10 (第1回)	3日間~ 4日間	東京	約30名	5/13~ 6/4	各府省庁、経済産業局、都 道府県及び政令指定都市職 員等	知的財産関連業務を担当 する行政機関職員等の支 援	産業財産権制度の概要 他	座学+ 討論	初級	特許庁 職員 弁理士等	8,200~ 9,200	電子メー ル	
			令和元年10~11月頃予定 (第2回)			約30名	未定	行政機関が所管する研究機 関、独法、公益法人等の職 員等								
			令和2年1~2月頃予定 (第3回)			約30名	未定	行政機関が所管する研究機 関、独法、公益法人等の職 員等								
8	全般	知的財産活用研修 [活用検討コース]	未定	未定	東京	約30名	未定	中小・ベンチャー企業の経営 者、知財担当者	知的財産を経営に役立て るための判断能力の醸成	中小・ベンチャー企業におけ る権利取得事例紹介、事例検討	座学+ 討論	初級	弁理士 中小企業 経営者	未定 (免除有)	当館HP	